

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部改正の概要

令和2年3月23日
健康福祉部健康づくり支援課

県では、これまでのむし歯や歯周病等の予防対策に加え※¹オーラルフレイル対策や高齢者の低栄養防止対策を推進し、県民の健康寿命の延伸を図るため、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例を改正しました。

1 改正の背景

令和元年6月に閣議決定された「骨太の方針2019」において、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診、※²フレイル対策にもつながる口腔健康管理等に取り組むことが盛り込まれました。また、国は、「日本人の食事摂取基準2020年版」において、後期高齢者が陥りやすい低栄養の問題を盛り込みました。

加えて、国は令和2年度から後期高齢者を対象としたフレイル健診を導入することとしており、これらの動向を踏まえ、本条例を改正しました。

2 改正の主な内容

- ・条例の目的に、健康寿命の延伸を加えた。（第1条）
- ・基本理念に、県民が歯・口腔疾患の予防、早期発見及び早期治療、口腔機能の維持向上を図ることを加えた。（第2条）
- ・父母その他の保護者の役割として、子どもの歯・口腔疾患の予防、早期発見及び早期治療、望ましい食習慣の定着を努力義務に加えた。（第8条）
- ・県の基本的施策（第11条）に、
(1)※³8020運動の推進、8029運動（80歳になっても肉をはじめとした良質なたんぱく質を摂取することを推奨し、介護を必要としない元気な高齢者を増やしていくための運動）の普及啓発、オーラルフレイル対策の推進を加えた。
(2)かかりつけ歯科医による、定期的な歯科健診や保健指導を受けることについての普及啓発を加えた。
(3)社会的養護を必要とする子どもについての適切な歯・口腔の健康づくりを加えた。
(4)有病者の口腔機能の維持向上のため、歯科だけでなく医療や介護サービスとの連携体制整備の推進を加えた。

3 施行期日

令和2年3月23日

※1 オーラルフレイル対策：心身の機能の低下につながる口腔機能（かむ、飲み込む、話すなど）の虚弱な状態になることを予防し、又は当該状態を早期に把握し改善するための取組。

※2 フレイル：心身の機能や活力が衰え、虚弱になった状態。健康と要介護状態の中間の状態。

※3 8020運動：80歳になっても自分の歯を20本以上残すことを目指す運動で国が推進。